

1. 下水道事業の地方公営企業法の適用について

地方公共団体の財政状況は、年々厳しさを増しており、行政改革や財政健全化に取り組んでいるなかで、下水道事業は、一般的に地方公共団体の財政運用に与える影響が大きいいため、経営基盤の強化が急務となっています。

下水道事業の経営基盤強化においては、長期的に安定した経営を持続していくために、経営の健全性や計画性・透明性の向上を図ることが求められており、法適化はその一環で、適切な経営方針の策定と経営努力の促進等に寄与し「健全かつ持続可能な下水道事業経営」を目指します。

また、総務省においても、地方公営企業法を適用していない公営企業に、同法を適用し公営企業会計に移行するよう要請されています。これにより、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表の作成等を通じて、自らの経営・資産等を正確に把握することが可能となります。

2. 地方公営企業法適用による効果等について

経営成績や財政状況の明確化と説明責任の向上

・損益取引と資本取引の区分

官公庁会計においては、管理運営に係る取引（損益取引）と建設改良に係る取引（資本取引）の区分がされていませんが、公営企業会計においては、区分経理されるため、経営状況を明確に把握し、その分析を通じ将来の経営計画が策定できます。

・発生主義の採用

経済活動の発生という事実に基づき経理記帳を行うため、一定期間における企業の経営状況や特定の時点における財務状況が明確になります。出納整理期間がなく、決算が早まり、前年度決算実績の当年度の事業運営への活用が容易となります。

収益的収支予算と資本的収支予算

1. 予算が収益的収支と資本的収支の2本立てとなります

現在の特別会計		公営企業会計	
収入	支出	収入	支出
歳入	歳出	収益的収入	収益的支出
		資本的収入	資本的支出

収益的収支予算 (3条予算)	下水道使用料や他会計繰入金等の事業収益、及び、施設管理費や一般会計管理費、減価償却費等の事業費用に関する予算。収支差額は予算における損益。
資本的収支予算 (4条予算)	建設改良に要する経費の財源に充てる国庫補助金や企業債収入及び施設の建設改良や企業債元金償還金に係る支出に関する予算。

※「3条予算」、「4条予算」とは、法に規定される予算書様式の第3条、第4条に計上される予算のため、そのように呼称されています。